

平成28年2月 1日

## 会計監査人候補者公募について

国立大学法人京都教育大学契約責任者

日向野 隆司

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

選任にあたっては各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされています。

については、会計監査人の候補者を選定するにあたり、提案書を募集いたします。

提案にあつては、別紙の「提案書作成について」をご参照のうえ、平成28年2月25日(木)まで(郵送等必着)に提案書の提出をお願いします。

なお、今回の会計監査人候補者の選定は、平成28年度から平成30年度(3年間)に係る期間としますが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約期間は単年度となります。

### ☆問い合わせ先

京都教育大学会計課財務グループ

電話 075-644-8120

FAX 075-644-8132

e-mail [zaimu@kyokyo-u.ac.jp](mailto:zaimu@kyokyo-u.ac.jp)

## 提案書作成について

提案書の作成にあたっては、次の項目と対応する内容をすべて網羅したうえで、作成してください。

## I. 監査法人の基本概要

1. 名称、代表者、所在地、出資金（資本金）
2. 平成26年度業務収入（営業収益）、経常利益（当期利益）
3. 全国の営業所数及び人員（代表社員数、公認会計士数、その他）
4. 今回の監査を主として担当する事務所の人員及び特徴
5. 関与会社数
6. 最近の貴社関与先における主な民間会社等の倒産例

## II. 本学への具体的な提案

## 1. 監査業務の内容と品質管理

## (1) 監査業務

- ①監査実施体制（監査責任者及び監査補助者等監査チームのメンバー構成と実務経験及び国立大学法人における監査業務経験の有無）
- ②監査サポート体制
- ③監査日数、期間（監査チームのメンバーごとの個人別監査従事予定日数を必ず記してください）
- ④監査に関する考え方（法人化第3期に向けての監査要点等を示してください。）
- ⑤監査方法（具体的監査手続、システム監査など）
- ⑥監査契約の中で行う予定である支援について（質問事項に対する対応等）
- ⑦日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制を行っていることを証明する書類

※監査実施体制、監査サポート体制、監査日数・期間、監査方法については、平成28年度から30年度まで各年度ごとに記載願います。

## (2) 監事及び内部監査室との連携に関する考え方

## (3) 学長、監事との意思疎通を確保するための体制

## 2. 国立大学及び独立行政法人等に関与した業務の実績（平成27年度）

- (1) 国立大学法人会計又は独立行政法人会計制度に関連する検討会議、専門部会等への参加者氏名
- (2) 近畿地区（次の12大学）における国立大学法人の監査・支援業務の実績  
（滋賀大学・滋賀医科大学・京都大学・京都工芸繊維大学・大阪大学・大阪教育大学・神戸大学  
・兵庫教育大学・奈良教育大学・奈良女子大学・奈良先端科学技術大学院大学・和歌山大学）
- (3) 教育系大学（次の7大学）における監査・支援業務の実績  
（北海道教育大学・上越教育大学・宮城教育大学・東京学芸大学・愛知教育大学

・鳴門教育大学・福岡教育大学)

(4) 国立大学法人における財務会計システム等に関してITを活用した内部統制を実施した業務実績

### 3. 監査報酬見積費用(3年間分)

(1) 執務予定日数(年度ごとに、延べ人日数、予定日数、人員数の算出根拠等も記載)

(2) 見積費用算定内訳(年度ごとに、見積金額、監査業務工程・要員クラス別に人員数・単価を明示した内訳も記載願います。)

(3) 見積費用の考え方(監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法に加え、旅費等の監査に附随する費用の考え方、監査契約に含まれるその他のサービスについて記載願います。)

## Ⅲ. その他特記事項

1. 研究費の不正ガイドラインへの対応等

2. 国立大学法人会計基準改訂への対応等

3. 上記項目等で、第3期中期目標・中期計画期間における対応等、特別に記載したい事項がある場合は記載願います。

### 【作成に関する留意事項】

① 提案書は、A4縦型とし、表紙を含めて30ページ以内で作成してください。また、提案内容について、別途法人案内パンフレット等の印刷物を参照する必要がある場合は、提案書にその旨を記載してください。

② 提出部数は10部とします。

③ 監査報酬見積費用は3年間の総価により評価しますが、契約に際しては当該年度の見積額としますので、平成28年度から30年度の見積費用を明示してください。

④ 本学の業務内容等については、以下のホームページを参照してください。

<http://www.kyokyo-u.ac.jp/>

以 上